

# 名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針

策定 平成20年 1月 7日

改正 平成22年 4月 1日

平成25年12月25日

## 第1 趣旨

農薬・殺虫剤等の薬剤は、病虫害の防除等において有効であるが、使い方によっては、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性がある。市においては、多くの施設で薬剤が使用されており、適正使用の徹底が望まれているところである。

そこで、市が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本指針を定める。

## 第2 対象範囲

### 1 施設等

- (1) 市が所有又は管理する建物及び土地
- (2) 市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物
- (3) 市が事業者となる一般乗合旅客自動車及び鉄道車輛

### 2 薬剤の種類

- (1) 農薬
- (2) 殺虫剤
- (3) 殺そ剤
- (4) 消毒剤

## 第3 基本指針

### 1 農薬、殺虫剤及び殺そ剤の適正使用

病虫害等の生息状況に関らず、一律に薬剤を使用することは、特別な事情を除いては行わないこととする。

#### (1) 発生予防

日頃から、病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

#### (2) 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、病虫害等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

#### (3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、防除が必要と判断された場合には、まず薬剤を使用しない防除方法を検討・実施するものとする。

#### (4) 薬剤の使用方法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

特に、子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺で薬剤を使用する場合は、その必要性や周辺への影響について十分検討した上で行うものとする。

- ア 使用にあたっては、まず、誘殺、塗布等、散布以外の方法を検討すること。
- イ 次の適切な薬剤を使用すること。
  - (ア) 農薬は、使用対象の農作物等及び防除対象の病害虫等に適用がある登録農薬
  - (イ) 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品
- ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。
- エ 使用する区域及び薬剤量を必要最小限にとどめること。
- オ 農薬は原則として混合して使用しないこと。
- カ 食毒剤(毒餌剤)を使用する場合は、誤食・接触防止を図ること。

#### (5) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合は、次によるものとする。

特に、子ども、妊婦、病人等が多く利用又は使用する施設やその周辺で薬剤を散布する場合は、周辺への周知や安全対策について十分配慮した上で行うものとする。

ア 作業前後には、施設利用者及びその関係者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。

イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。

ウ 実施時期（曜日・時間帯を含む。）に配慮すること。

エ 必要に応じて、人が近づかない措置をとること。

なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて上記によるものとする。

#### (6) 記録・保存

生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存すること。

#### (7) 業務委託

病害虫等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせること。

また、業者は農薬の適正使用の観点から、愛知県農薬管理指導士、防除指導員、農薬安全コンサルタント、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）のいずれかの資格を有する者を防除責任者に置くように努力すること。

#### (8) 適用除外

シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しない。

## 2 消毒剤の適正使用

前項（(4)ア、ウ、エ及びカ並びに(5)から(7)に限る。）の規定を準用する。

## 3 マニュアルの策定

薬剤の適正使用に係る具体的事項について、別にマニュアルを策定するものとする。

## 4 研修等の実施

薬剤の適正使用を徹底するために、研修等を実施するものとする。

## 第4 適用除外

この基本指針は、緊急時に薬剤を使用する場合には、適用しない。

附則

この基本指針は、平成20年1月7日から適用する。

附則

この基本指針は、平成22年4月1日から適用する。

附則

この基本指針は、平成25年12月25日から適用する。